

第7回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 5年 7月 5日 (水) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 5階 第二委員会室

・出席委員

2番 星野芳寿	3番 遠西美子
4番 石井武久	5番 遠藤由理子
6番 宮下庄吉	7番 高井武男
9番 萩原正道	10番 中村順子
11番 金井繁行	12番 星野博一
13番 井上正文 (会長)	14番 牛口長明
15番 小林由喜子	

・欠席

1番 白石淳一	8番 生方芳光
---------	---------

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大竹 光
事務局次長兼農地係長	生方和明
副主査	笠原宏太
副主査	宮下和哉

・会議の概要

1. 開会前 午後1時29分
事務局長
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日、1番 白石淳一委員、8番 生方芳光委員より欠席の届け出がございました。
在任委員15名中、現在の出席委員は、13名でありまして、関係法規に基づ
く総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
議長
(井上会長)
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時30分
議長
まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、10番 中村順子委員
11番 金井繁行委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
4. 諸般の報告 午後1時31分
議長
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局
より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項（合意解約）について
 - (3) 農地復元届について
 - (4) 農地法関係許可取消願について
 - (5) 制限除外の農地移動について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件

午後1時34分

議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ここで、提出された5番案件について、9番 萩原正道委員が現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。

9番委員

先月事務局と現地確認を行いました。場所が中山間地であり、現在は管理されていますが、もともと耕作が困難な場所ですので、営農型として利用される方が、今後を考えると良いのではないかと思います。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

11番委員

譲受人は県外の法人とのことですが、沼田市内の農地を取得するに当たって、県外の法人でも問題ないのでしょうか。

事務局員

こちらの法人ですが、本社は県外ですが、支店が県内にあります。また、県内各所に農地を所有している法人となります。

議長

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、1番から審議を行いたいと思います。

まず1番

2番

3番

4番

5番

議長

この件ですが、地形についてはどのようなになっているのでしょうか。

9番委員

現地は坂になっています。また縦長で、耕作するには難しい場所になります。

11番委員

この辺りは、戦後の食糧難の時に開墾された場所だったかと思います。坂も急なので耕作は難しいかと思います。

議長

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第25号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第26号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

んか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 8件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで、提出された1番案件について、9番 萩原正道委員が現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。

9番委員

本件については、何十年も前から売店として利用されていたもので、今後場所を変えるというのも難しいかと思えます。始末書も添付しており、是正の申請ということで問題はないかと思われま

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、引き続き審議を行います。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

2番

3番

関連がありますので4番・5番

6番

7番

8番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第27号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第28号「農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第28号については、計画(案)のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第28号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを決定し、市長に報告いたします。

次に議案第29号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第29号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第29号「農地に該当しないことの証明願について」は、願い出のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時10分

6. 協議事項

(1) その他

7. 連絡事項

(1) 令和5年「田畑売買価格等に関する調査票」の回収について

(2) 第2回ぬまた農縁の開催結果について

(3) 行事予定について

(4) その他

8. 閉 会

終了 午後2時43分